

Q.

ベトナムに現地法人を設立し、日本親会社と現地法人間で加工貿易を行いたいと思います。EPE（Export Processing Enterprises：輸出加工企業）ライセンスを取得のうえ、メリットを享受したいと考えていますが、制度概要と留意点について教えてください。（製造業）

A.

EPEライセンスの取得によって、輸出入関税およびVAT（付加価値税）の免除等を享受することができます。一方、将来的にベトナム国内向け販売を想定されるのであれば、EPE設立は不向きです。設立・運営等にかかるハードル等と合わせて、慎重にご検討ください。

解説

1. EPEの概要

EPEとは、ベトナムにおける「輸出加工企業」すなわち「部品を海外から輸入し、加工・生産した製品を輸出する企業」を指します。EPE形態でライセンスを

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)